

介護予防支援

契約書

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
四條畷荘居宅介護支援事業所「ほほえみ」

住所：大阪府四條畷市北出町 28-1

TEL：072-878-2667

FAX：072-878-2233

介護予防支援契約書（介護予防支援事業用）

〔 〕（以下、「甲」といいます。）と社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 四條畷荘 居宅介護支援事業所「ほほえみ」（以下、「乙」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援について、各々対等の立場でその内容を確認し、次のとおり契約を行います。

第1条（この契約の目的）

この契約は、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、乙が甲の委託を受けて、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、介護予防サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者その他の者（以下、「指定介護予防サービス事業者等」といいます。）との連絡調整その他の便宜の提供を行う等により、甲の介護予防支援が適正に行われることを目的とするものです。

第2条（運営の概要）

乙の運営の概要（所在地、目的および運営方針、営業日および営業時間等）は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第3条（介護予防支援の内容）

乙は甲に対し、次の各号の介護予防支援を提供します。

- （1） 乙は、甲の要介護認定または要支援認定にかかる新規または更新の申請等について、甲の意思を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行います。
- （2） 乙は、甲の心身の状況、置かれている環境、甲および甲の家族の意向をふまえて、介護予防サービス・支援計画を作成します。
- （3） 乙は、（2）の介護予防サービス・支援計画に基づく介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- （4） 乙は、介護予防サービス・支援計画作成後においても、甲および甲の家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握および利用者状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更その他の便宜の提供を行います。
- （5） 甲の状態の変化により要介護認定または要支援認定の変更にかかる申請が必要な場合には、甲の意思を確認した上で、必要な援助を行います。
- （6） 乙は、甲の要介護認定または要支援認定の更新の申請が、契約時における利用者の要介護認定または要支援認定有効期間の満了日の遅くとも1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行います。

第4条（介護支援専門員）

- 1 乙は、乙に属する介護支援専門員（以下、「丙」といいます。）に利用者の介護予防サービス・支援計画作成および介護予防支援に関する業務を担当させます。
- 2 乙は、丙に身分証を常に携帯させ、甲または甲の家族から求められた場合には、これを提示さ

せます。

- 3 乙は、丙に、以下に定めることを遵守させたいうえで、介護予防サービス・支援計画の原案の作成業務を行わせませす。
 - (1) 丙は、甲の居宅に訪問して甲および甲の家族に面接を行い、甲に対する介護予防支援を行う上で解決すべき問題を把握し、甲に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。
 - (2) 丙は、介護予防サービス・支援計画の原案を作成するにあたり、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を甲または甲の家族に提供して、甲にサービスの選択を求めます。
 - (3) 丙は、(1)の原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象かどうかを区分した上で、その種類、内容、利用料等について甲および甲の家族に対して説明し、文書による甲の同意を得ます。
 - (4) 丙は、サービス担当者会議（介護支援専門員が介護予防サービス・支援計画作成のために介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。）の開催、指定介護予防サービスの担当者に対する照会等により丙の作成した介護予防サービス・支援計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を聴取します。
 - (5) 丙は、甲が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、甲の同意を得て要支援認定主治医意見書を参考にします。
 - (6) 丙は、介護予防サービス・支援計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合には、(5)の要支援認定主治医意見書に当該医療サービスにかかる主治医の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行います。
- 4 乙は前項の業務を行うにあたっては、甲に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類に偏することのないよう、または、特定の指定介護予防サービス事業者等による介護予防サービス等を利用するよう甲を誘導し、または、甲に指示することにより、特定の指定介護予防サービス事業者等を有利に扱うことのないよう公正中立に行います。
- 5 甲は、丙が介護予防サービス・支援計画の原案の作成業務を履行するにあたり、可能な限り丙に協力しなければなりません。

第5条（介護予防サービス・支援計画の作成）

乙は、丙に、前条に定める事項を履行させた後、甲の最終的な同意を得た上で、介護予防サービス・支援計画を作成させます。

第6条（サービス実施状況の管理等）

- 1 乙は、丙に、介護予防サービス・支援計画作成後も計画の実施状況の把握に努めさせ、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整、甲からの苦情処理等の便宜を行わせませす。
- 2 丙は、介護予防サービス・支援計画作成後も計画の実施状況の把握および甲の状況把握のため、

甲の要支援認定有効期間中、概ね3ヶ月に1回程度の割合で利用者の居宅を訪問します。ただし、甲からの依頼や介護予防支援業務を適正に遂行する上で必要と認められる場合は甲の承諾を得て、丙は前記の回数を増加または減少して甲の居宅を訪問します。

- 3 乙は、介護予防サービス・支援計画の内容に基づく給付管理表を毎月作成し、国民健康保険団体連合会に送付します。
- 4 乙は、甲がその居宅における日常生活が困難となったと認める場合、または、甲が介護保険施設への入院または入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

第7条（料金および個人負担の利用料）

- 1 甲は、乙が提供する介護予防支援に対する個人負担の利用料として、重要事項説明書に記載された料金を支払います。ただし、乙が介護保険法に基づき、甲に代わって、個人負担の利用料に相当する保険給付を受領する場合にはこの限りではありません。
- 2 乙は、甲の選択により大阪府四條畷市以外の地域を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、交通費として重要事項説明書に記載された金額を甲に請求します。
- 3 乙は、前各項に規定する費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、予め甲に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、甲の同意を得ます。

第8条（利用料等の計算期間と支払い）

- 1 乙は、利用月ごとの個人負担の利用料等の合計金額を、利用明細を添えた請求書により甲に請求します。ただし、前条第1項ただし書きにより、個人負担の利用料が発生しない月は、この限りではありません。
- 2 甲は、次の各号のいずれかの方法により請求のあった月の22日までに前項による乙の請求金額を支払います。
 - (1) 事業者指定口座への振込み
 - (2) 利用者指定口座からの自動振替
 - (3) 現金による支払い

第9条（苦情処理）

- 1 乙は、自ら提供した介護予防支援または介護予防サービス・支援計画に位置づけた指定介護予防サービス等に対する甲の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。
- 2 介護予防支援に関する相談、苦情の窓口については、重要事項説明書のとおりです。

第10条（善管注意義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、善良なる管理者の注意を持って法令を遵守し、誠実にその業務を遂行します。

第11条（説明義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、甲または甲の家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行います。

第 12 条（秘密保持義務）

- 1 乙は、丙またはその他の乙の従業員である者が、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じます。
- 2 乙は、丙またはその他の乙の従業員である者が退職後、在職中に知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じます。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙は、丙が介護予防サービス・支援計画作成およびサービス担当者会議等において指定介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由があり、かつ、必要不可欠な場合には、甲または甲の家族に関する情報を用いることができるものとします。

第 13 条（契約期間）

- 1 この契約の期間は 年 月 日から始まり、甲の要支援認定有効期間の満了日をもって終了するものとします。ただし、契約満了日の7日前までに、甲が乙に対して、契約終了を申し出ないかぎり、この契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 次の各号に該当するときには、本契約は自動的に終了するものとします。
 - (1) 甲が介護保険施設に入所したとき
 - (2) 甲の介護認定区分が自立及び要介護又は総合事業対象者と判定されたとき
 - (3) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防マネジメントの対象となった場合
 - (4) 甲が死亡したとき

第 14 条（契約の解除）

- 1 甲は、契約期間中に、この契約を解除しようとするときは、乙に対して契約終了を希望する日の7日前までに申し出なければなりません。
- 2 甲は、乙が次の各号に該当するとき、この契約を解除することができます。
 - (1) 乙が正当な理由なしに介護予防支援の提供を行わないとき
 - (2) 乙が秘密保持義務に反したとき
 - (3) 乙が甲や甲の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき
 - (4) 乙が破産したとき
 - (5) その他乙がこの契約に定める介護予防支援の提供を正常に行い得ない状況に陥ったとき
- 3 乙は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等、この契約に基づく介護予防支援の提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、甲に対して、この契約の解除を予定する日から1ヶ月以上の期間において、甲に解約理由を示して、この契約を解除することができます。
- 4 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、乙はこの契約を解除することができます。
 - (1) 甲がこの契約に定める利用料等の支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかったとき
 - (2) 甲または甲の家族が乙や乙の従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったとき

第 15 条（利用サービス内容における契約の解除）

甲が利用するサービスにおいて、介護予防支援サービスを利用しなくなった場合、乙との契約を解除し、滞りなく乙の居住する地域の地域包括支援センターへ引き継ぎを行います。

第 16 条（情報の保存・開示）

- 1 乙は、甲の介護予防サービス・支援計画その他介護予防支援業務の提供内容に関する記録を行うとともに、これを甲の要支援認定有効期間の満了日から 5 年間保管します。
- 2 次の各号に該当するとき、甲は乙に対して前項の記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。なお、乙は、これにかかる費用について甲に請求することができます。
 - （1） 第 14 条第 1 項および第 2 項の規定により甲が本契約を解除した場合で、乙に対し他の居宅介護支援事業者および地域包括支援センターの利用を希望するとき
 - （2） 第 14 条第 3 項および第 4 項の規定により乙がやむをえず本契約を解除したとき
 - （3） 前各号の他、甲から申し出があったとき

第 17 条（損害賠償）

乙は、介護予防支援の提供にともなって、乙の責めに帰すべき事由により甲の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、甲に対してその損害を賠償します。

第 18 条（合意裁判管轄）

この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、乙の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、甲および乙は予め合意します。

第 19 条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法および民法その他の関係法令の定めるところを尊重し、甲と乙の双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙が記名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名
甲（利用者）
住 所

氏 名 _____ 印 _____

代理人
住 所

氏 名 _____ 印 _____

乙（事業者）

事業者名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
住所	大阪府箕面市白島三丁目5番50号
代表者名	理事長 行松 英明

事業所住所 大阪府四條畷市北出町 28-1
事業所名 四條畷荘居宅介護支援事業所「ほほえみ」
契約受任者 特別養護老人ホーム四條畷荘
庄長 眞壁 卓也 (印)
管理者 有川 ゆう子